

令和3年7月教育委員会会議録

【会議に付すべき事件】

議案第 7号 令和4年度使用教科用図書（中学社会歴史的分野）の採択替えについて

報告第12号 社会教育施設の供用時間等の変更に係る専決処分報告について

【その他】

後援名義使用願の承認について【報告】2件

《7月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業予定
図書館【熊取図書館 他関係団体】事業予定

《5月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業報告

《6月分》

図書館【熊取図書館 他関係団体】事業報告

日 時 令和3年7月9日（金）午後5時00分から
場 所 役場本館3階 議場

【教育委員会定例会出席者】

教育長	岸野 行男
教育委員（教育長職務代理者）	梶山慎一郎
教育委員	土屋 裕睦
教育委員	鈴木 直子
教育委員	一ノ瀬由美子
教育次長	阪上 敦司
理事（学校指導担当）	林 栄津子
理事（生涯学習・図書館担当）	原田 哲哉
学校教育課長	三原 順
学校教育課学校指導参事	松藤 茂孝
学校教育課学校指導参事	櫻澤 彩香
学校教育課学校指導参事	松本 歩
学校教育課学校指導参事	柘屋 知佳
生涯学習推進課生涯学習参事	大屋 真志

和3年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならない」とあります。教科書につきましては、4年間同一の教科書を使うこととなっております。昨年度、中学については採択の年度でした。ですので、基本的には今年度使っている教科書を令和4年度も使うということになります。

ただし、その2行下にありますなお書きのところ。「なお、令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能である」ということです。

「その際、以下の事項に留意すること」ということで、5点書かれております。そのうちのAとイについて、少し読み上げさせていただきます。

Aです。「採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできない」ということで、今年度につきましては、新たに発行されることとなったのは、中学校の社会歴史分野のみですので、その分野についてのみ採択替えを行うことは可能だということになります。

続きまして、イです。「採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること」。採択権者とは、すなわち熊取町教育委員会ということになります。この教育委員会会議の中で判断いただくということになります。判断いただく際には、「その際」とその後書いておりますが、「大阪府教育委員会（以下、「府教育委員会」という。）が別に提示する中学校教科用図書選定資料（社会歴史的分野）のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること」というふうにあります。

本日、委員さんのお机の上には、昨年度採択されました東京書籍の教科書、あと今年度新しく発行されております自由社の教科書及び府が作成しました選定資料、昨年度泉南郡の教科書採択協議会で答申、町教委にありました答申書のほうを置かせていただいております。少しその内容について説明をさせていただきたいと思いますので、まず、教科用図書選定資料、ホッチキス留め2か所してあります資料をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、左の下の囲みのところ見ていただいでよろしいでしょうか。ここは選定資料の説明が書かれております。「本資料は、令和4年度から使用する中学校教科用図書（中学社会歴

史分野) について調査研究を行い、選定資料として、「学習指導要領」とともに資料1・資料2を示しています」というふうに書かれております。構成が、学生指導要領と資料1、資料2というその3つの構成になっています。

資料1につきましては、これも6つの項目別に書かれております。1つ目は目標と内容の取扱い、2つ目が人権、3つ目は内容の程度、4つ目は組織・配列、5つ目は創意工夫、6つ目は補充的な学習・発展的な学習の項目別に学習指導要領に基づき定めた観点について、各教科用図書の特長・長所等を記載していますということになっております。社会的分野の教科書につきましては、8社から発行されていますので、それぞれの会社ごとに特長・長所等がまず記載されております。それが資料1です。

資料2につきましては、一番最後のページにあるんですけども、「学習指導要領に示されている各教科の目標等を踏まえ、各種目の特性に応じた教科用図書の特色が明らかになるよう客観的な数値データ等を記載しています」ということで、表とかグラフの数、あるいは人物をどれぐらい扱っているかというようなデータが一番最後のページには書かれているということになっております。

右のページご覧いただいたら、歴史的分野で8社の教科書会社が出ておりますので、8社の会社名が書かれております。

ページお進みいただきまして、1ページからは学習指導要領の内容が書かれております。

飛びまして、10ページご覧いただいでよろしいでしょうか。

10ページ、11ページになります。

ここは、資料1ということ、各教科書の学習指導要領に書かれている目標・内容をどんなふう各教科書は扱っているかということが会社ごとに書かれております。東書、教出、帝国、山川、日文、自由社、育鵬社、学び舎ということ、会社ごとに取扱いの内容について書かれております。

続きまして、13ページにつきましては、人権の取扱いについて、これも各会社ごとに特長・長所が書かれております。

めくっていただいて、15ページには内容の程度ということ、子供たちの発達段階を考慮した内容になっているか、分量はどうかというようなことが書かれております。

めくっていただいて、17ページには、組織・配列ということ、教科横断的な視点であったり、効果的な指導が行われるような配列に

なっているかというようなことが教科書会社別に書かれております。

20ページには、5点目創意工夫ということで、学習指導要領の比較的ポイントでもある主体的・対話的で深い学びが実現できるような工夫がなされているかというような視点で書かれております。

24ページのところは最後になりますが、補足的な学習・発展的な学習ということで、社会に見られる課題の解決に向けて主体的に関わったり子供たちができるような、そんな配慮がなされているかどうかというようなことが書かれています。

そして、26ページ、27ページには、資料2となりますので、客観的な数値・データ等が教科書会社別に記載されています。本文中に掲載されているグラフ数であったり、人物画が掲載されているところ、あと年表資料等が掲載されている数等が教科書会社ごとに数が記載されているということになっています。

これが、府のほうで作成されました選定資料になります。

続きまして、4号級資料も置かせていただいております。これは、昨年度泉南郡の小学校中学校教科用図書採択協議会から熊取町教育委員会に出された答申になります。答申の表書きには、書いておりますけれども、昨年5月19日から約2か月をかけて調査研究を行ったその結果、採択協議会のほうから町教育委員会に答申が行われたという内容になります。

ページをめくっていただいて、1枚目には答申書ということで各種目ごとの教科書会社書かれています。1番目のところの真ん中あたりに社会歴史的分野ということで、昨年度答申の中では東京書籍ということで、熊取町教育委員会はその答申を受けて東京書籍の教科書に採択したということになります。

付箋をつけさせていただいております。その採択協議会から推薦された理由についてそこには書かれております。理由についても少し読み上げさせていただきます。

歴史については、東書、発行番号が2、略号東書ということで推薦されております。推薦理由としては、5点そこに書かせていただいております。「歴史を理解した上で、歴史的な見方・考え方を働かせ、自らの考えを持つことができるよう工夫されている」。2点目「学習指導要領に基づき、歴史の流れをつかみやすい配列となっている」。3点目「見開きを1授業として、じっくり学習できるような内容量となっている」。4点目「思考ツールの例示が数多くあるため、思考を促す授業展開を構想しやすい。また、思考ツールを活用したまとめ活

動のページがあり、知識をつなげたり、時代の比較などを行ったりしやすいうように工夫されている。全編にわたり、様々な人権に配慮した記載がなされている」。ということで、昨年度は調査の結果そのような推薦理由の下、町教育委員会では社会歴史的分野については東京書籍に採択しているという流れになっております。

先ほど説明させていただいたこの選定資料、あるいは昨年の推薦理由等も踏まえまして、採択替えを行うか否かのご判断をいただきたいなというふうに思います。

どうぞよろしく願いいたします。

岸野教育長 それでは、このご意見伺う前に、ちょっと事務局に確認をさせていただくんですが、よろしいですか。

林理事 はい。

岸野教育長 先ほどのこの議案書の12ページのところで、(2)のおっしゃっていた「採択替えを行うことも可能である」、府の教育委員会が示している「可能である」というところなんですが、17ページのほうに、その関係法令をつけていただいているんですけども、解釈、法令的には、その義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の15条の第2項のところで「その他文部科学省令で定める場合に、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる」。その文科省令で定めるというのは、その下にある同法の施行規則のほうの第6条のその採択の特例のところという第3号で、新たに発行されることとなった、その検定を経て新たに発行されることになったということで、この自由社さんの教科書は、要はその採択を経て新たに発行されることになったので、この施行令に基づいて採択することができる、できる規定だから、それをそれぞれの、要は教育委員会のほうで、採択権者のほうで判断しなさいという位置づけでよろしいんですか。

林理事 はい。

岸野教育長 はい、ありがとうございます。

この参考資料になるのが、先ほど説明のあった府教委で作成した教科用図書の選定資料とその前年度、令和2年度に教科書採択に当たっ

での協議会からの答申書ということになります。ですから採択替えを行うか否か、するかしないかというところで、これらの参考資料の中からご意見等ありましたら伺いたいんですが、どうでしょうか。はい。

梶山職務代理

まず、昨年までとといいますか、今まで使っていた推薦理由というのが、本町の考え方とといいますか、こういう教科書がいいということが書かれているというふうに考えます。そうしましたら、今度新しい教科書が出されたということで、この考え方がさらに強化されている、あるいはこれを凌駕するような内容が含まれている場合に限り変更という形になろうかと思えます。

今、この内容について少し見させていただいたんですけども、特にこの3番目、4番目、思考ツールの例示等ですね。こういった視点でいきますと、やはり新しい教科書、自由社の教科書がさらに何かいのように工夫されていたというか、そのようにはちょっと見受けられないかなというふうに思います。ある意味、考え方のさらに上をいくというふうには、見受けられないと私は思いました。

岸野教育長

ほかにありますか。はい。

土屋委員

感想なんですけれども、自由社さんの教科書が、執筆者が非常にコンパクトで少ないんですよ。何か私たち、学者の立場から言うと、それぞれの専門分野で分かれているので、ある程度の人数が必要なかなと思うんですけれども、やはりこの執筆者が少ないというのは何か不十分かなというように思いました。

この自由社さんも特長があると思いますが、上回るようなものというのの確認できなかったの、私としては東京書籍を引き続き採択していいんじゃないかなというふうには感じました。

岸野教育長

ほか、よろしいですか。

私も、今、ずっとこれ中身見させていただいていたんですけども、今、お二人の委員のほうからもご意見あったように、やっぱりもともと昨年度採択したその理由があつて、それと、その理由をその観点でうまくまとめ押さえられている教科書と新たな教科書。それを客観的に見るとしたら、大阪府のこの府教委のほうで作成いただいた選定資

料、こちらが客観的なデータとして比べるものになるのかなということで、順次、各項目見させていただいていたんですけども、府のこの選定資料のほうと事務局の説明ありましたけれども、この学習指導要領に基づくその6つの視点で項目で分けて、それぞれの教科書の中身がどういうふうに表現されているのか、どういう軸があるんやというようなことを分かりやすく特長を特に、ここがポイントですよというふうに書いていただいているのをやっぱり見比べると、その記載内容を客観的に並べて見ていきますと、今、委員からのご意見もあったように、東京書籍さんの今採択している教科書の内容に対する表記のほう、やはり内容であるとか、その授業展開の工夫の範囲でありますとか、例えば、教科横断的のところですか、主体的・対話的な評価、実現的な方向性ですか手法的なところが、やはり、比べてみると東京書籍のほうが多所が多いのかなというところで、ちょっと今、お二人にご意見いただいたんですけども、そういったところで、採択替えをするかしないかというところなんです、今、そういうような意見と、私もこういう視点で見させていただいて、ちょっとお諮りしたいのは、採択替えを、そういった理由で採択替えを行わないということで、熊取町教育委員会として決定したいと思いますが、その点、ご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

委員全員 (「はい。」の声)

岸野教育長 そうしましたら、議案第7号「令和4年度使用教科用図書（中学社会歴史的分野）の採択替えについて」につきましては、採択替えをしないということとさせていただきます。

続きまして、事前配付の議案書1ページ、報告第12号「社会教育施設の供用時間等の変更に係る専決処分報告について」事務局から説明願います。

大屋参事 それでは、報告第12号「社会教育施設の供用時間等の変更に係る専決処分報告について」ご説明いたします。

1ページをご覧ください。

今回の専決処分報告につきましては、緊急事態宣言が6月20日をもって解除され、府内市町村のうち、市につきましてはまん延防止等重点措置区域となっており、大阪府より施設の営業時間については8時までとの要請がなされているところでした。

本町におきましては、まん延防止等重点措置区域とはなっておりませんが、措置区域に準じまして、施設の営業時間については21時までとの要請がなされておりましたので、21時を越え開館している社会教育施設、具体的に申し上げますと公民館、町民会館、熊取交流センター煉瓦館の3施設になりますが、こちらの供用時間等を変更する専決処分を行いましたので報告し、承認を求めるものでございます。

内容についてでございますが、まず、1変更時間について、表の一番上、公民館、その下の町民会館については午前9時から午後10時までの供用時間を午前9時から午後9時までに、その下の熊取交流センターについては午前9時から午後10時までの開館時間を午前9時から午後9時までに。ただし、水曜日については午後4時半閉館となりますので、毎週水曜日は除くとし、各施設の供用時間及び開館時間を変更するものでございます。

次に、期間については、まん延防止等重点措置の実施期間である令和3年6月21日月曜日から令和3年7月11日の日曜日までとなっております。

変更理由の3番につきましては、まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容に準ずる対応によるものとなっております。

なお、7月12日月曜日以降も、8月22日日曜日まで大阪府については引き続きまん延防止等重点措置が適用されるということになっております。しかしながら、7月11日までと同様に、本町においては実施区域とはなっておりません。また、この専決処分をさせていただいたときには、先ほど申し上げましたように、まん延防止等重点措置実施区域以外の熊取町においてもその他の区域ということで準じた形で21時閉館とさせていただいておりましたが、今回はその他の区域に対する要請というのはございませんので、7月11日以降は規則の定めにありますとおり、今回短縮いたしました施設運営については、22時、10時まで開館をいたします。しかしながら、その大阪府からの要請では、適用実施区域外においてもイベントをする際には21時までにしなさいということが記載されておりますので、イベント等を社会教育施設でやる際には21時に終了していただきまして、会館自体は22時までしておりますが、イベントは21時に終了していただくということで運営させていただきたいと思っております。

以上、報告第12号「社会教育施設の供用時間等の変更に係る専決処分報告について」の説明とさせていただきます。

ご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

岸野教育長 ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

すみません、事務局に聞きたいんですけども、今、7月12日以降も説明をいただいたんですが、最終意思決定して、また次のときに報告案件で諮るということでしょうか。

大屋参事 変更する場合は、議案としてご審議いただくことになるかと思うんですけども、今回は元に戻るだけです。

岸野教育長 あ、そうか。わかりました。

大屋参事 はい。12日以降は通常どおりで変更する場合は、報告をさせていただきます。

岸野教育長 はい、分かりました。
他に質問ございませんか。
では、報告第12号「社会教育施設の供用時間等の変更に係る専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員 （「はい。」の声）

岸野教育長 報告第12号「社会教育施設の供用時間等の変更に係る専決処分報告について」承認とします。

その他報告事項については、本来ですと事務局からの報告を求めるところですが、コロナの感染状況を踏まえまして、説明は省略させていただきます。

各委員にてご確認いただき、ご不明な点がございましたらご相談いただきますようお願いいたします。

ほかに何かございませんか。

はい、大屋参事。

大屋参事 すみません。報告案件の事前配付の3ページをご覧ください。

後援名義使用願の承認についての報告ということでございますけれども、こちらのほうは、継続して後援名義の使用について報告させていただいておりますけれども、開催日のほうが、当初7月17日土曜

日と7月25日日曜日ということでお伺いしておりましたが、変更になりましたということで、開催日7月24日土曜日と7月25日日曜日となりますことをご報告させていただきます。

以上です。

岸野教育長

ただいまの事務局説明について、ご異議、ご質問等ありませんか。
よろしいでしょうか。

ほかに何かございませんか。

ないようですので、これで令和3年7月教育委員会定例会を終了します。

ありがとうございました。

閉会 午後5時28分
